

岡田・豊田地区で

「地域のこれから」についての 講演会・意見 交換会を開催



渡辺裕一教授



渡邊多恵子教授

11月13日に岡田地区および豊田地区において、地域の皆さんが感じている地域の魅力や課題を出し合って「こんなまちにしたい」という地域の将来への思いを共有する講演会・意見交換会を開催しました。

意見交換会の前に緊張をほぐすためにレクリエーション（絵合わせゲームや自己紹介）を行い、リラックスした雰囲気のもと、様々な意見が飛び交う活発な意見交換会となりました。

今後も、各地区にて講演会・意見交換会を開催していきますので、地域の皆様のご参加をお待ちしています。

◆問い合わせ＝☎市民と共に考える課（内線2120）



意見交換会前のレクリエーション（絵合わせ）の様子（岡田地区）



意見交換会の様子（豊田地区）

年金豆知識

亡くなった時の年金手続きのご案内

～国民年金受給者が亡くなった場合～

未支給年金の請求	年金は死亡した月の分まで支払われます。未支給の年金があるとき、生計を同一にする一定の範囲内の遺族が請求できます。
年金受給権者死亡届	未支給年金の請求権者がいない場合に、日本年金機構に年金受給者の死亡の報告をする届出です。

～国民年金加入中の方が亡くなった場合～

遺族基礎年金	死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者または子が請求できます。受給には保険料納付の要件があります。 ※「子」とは、18歳になった年度の3月31日までにいる方、または20歳未満で障害年金の障害等級1級・2級の状態にある方をいいます。
寡婦年金	国民年金第1号被保険者（自営業や農業者の方）として国民年金保険料を納めた期間が10年以上ある夫が死亡したとき、10年以上婚姻関係のあった妻が60歳から65歳になるまで受給できます。
死亡一時金	国民年金第1号被保険者として国民年金保険料を納めた月数が36か月以上ある方が死亡したとき、生計を同一にする一定の範囲内の遺族が請求できます。

※亡くなった方の年金加入状況などによってお手続きの内容や受付場所が異なりますので、ご相談のうえ申請いただきますようお願いいたします。

◆問い合わせ＝下館年金事務所 ☎0296-25-0829

日本年金機構HP▶



中川造園

植木・庭石・灯籠の処分
その他、庭のお悩みご相談ください
見積り無料

常総市東野原48 ☎0297-42-5315 <http://www.nakagawazoen.com/>

不要品の処分や片付けでお困りの方

断捨離、引越し、終活、遺品整理など
安心の**一般廃棄物収集運搬業許可業者**
未来産業にお任せください！
相談、見積もり無料です。お気軽にお電話ください。

☎080-4948-5819 ☎0297-22-3000

〒303-0003 常総市水海道橋本町3588-6 未来産業